平成２７年（フ）第１４６０号
神奈川県綾瀬市深谷上７丁目31番23―408号
債務者　竹川景子こと　朱　　景淑
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８６３号
神奈川県藤沢市大鋸1031番地の８　パティオK201
債務者　鈴木　陽子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８９４号
横浜市港北区下田町４丁目１番５―402号
債務者　高崎　真琴（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３１号
横浜市戸塚区深谷町25番地１　戸塚深谷共同住宅10棟35号
債務者　糟谷　　保
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３３号
横浜市瀬谷区橋戸１丁目２番地20　二葉ハイツＢ
債務者　和田佳滋子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８８８号
東京都多摩市永山４丁目２番地４―908
債務者　金守　幸一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９１３号
横浜市港南区日野中央３丁目21番２―101号
債務者　高橋　悦子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９３２号
横浜市旭区白根６丁目24番１―204号
債務者　早川　　哲
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３３号
静岡県富士市中野65番地の２
債務者　秋山　英俊
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前11時
　　静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第５９４号
東京都八王子市散田町２丁目49番10号
債務者　岡田　智巳
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月６日午後１時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７７号
石川県小松市中海町チ372番地１、従前の住所石川県能美市緑が丘２丁目47番地
債務者　辻　　千織
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前10時
　　金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第８９３号
東京都小平市大沼町７丁目１番16―1108号
債務者　野澤　朋子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月13日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８８５号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ207
債務者　葛巻　明夫
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８９２号
東京都八王子市みなみ野４丁目13番８号パルフェＡ101号
債務者　深澤　　愛
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月14日午前10時30分
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１２２６号
神奈川県鎌倉市台1689番地３
債務者　内田　直美（旧姓糸洲）
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部